



令和5年9月26日
環境エネルギー部
循環型社会推進課

報道関係者 各位

～環境に優しい製品を積極的に選んでリサイクル推進！～ 山形県産の良質な「リサイクル製品」を新たに2製品認定しました

本県では、循環資源の利用促進及び循環型産業の育成を図り、全国一ごみの少ない県を目指すため、その取組みの一環として、県内で排出された循環資源を利用し、かつ、県内で製造された良質な製品を認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を実施しております。

令和5年度前期募集分において、有識者等で構成する審査会での審査を経て、新たに下記の2製品を認定しましたのでお知らせします。

つきましては、県民への周知広報について御配慮くださるようお願いいたします。

記



山形県リサイクル認定製品マーク

1 新規に認定した製品（詳細は別紙のとおり）

- ① やまがた有機入り堆肥「馬力」MAX（特殊肥料）
- ② MSC on（プレキャストコンクリート製品（溶融スラグ））

※ この認定により、令和5年10月1日時点の認定製品の総数は56製品となります。

2 制度の概要

廃棄物の排出抑制と循環資源の利用促進を図ることを狙いとして、県内で発生した循環資源（廃棄物等）を主たる原材料として、県内の事業所で製造される製品のうち、品質や性能が均一で安全なものを県が認定する制度。平成14年度から実施している。

3 認定の要件

次の(1)～(4)をすべて満たすこと。

- (1) 原則的に、原料として使用される循環資源量が原料全量の50%以上であること。
- (2) 原則的に、原料として使用される循環資源量のうち、50%以上が県内産であること。
- (3) 県内の事業所で製造・加工される製品であること。
- (4) 品質・性能・安全性が均一であり、かつ、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」への適合について、有識者、県関係課長等で構成する「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会」により承認されること。

4 認定製品に対する県の主な支援

- (1) 県環境物品等調達基本方針に基づき、優先的な調達に努める。
- (2) 市町村、県内関係団体等に対して優先的調達を依頼する。
- (3) 県主催の環境関連イベント（山形県リサイクル認定製品展示会、やまがた環境展等）等において積極的にPRを行う。
- (4) 県発注の建設工事において、受注者の提案によりリサイクル認定製品を利用する場合には、工事成績評定に加点し、優遇措置を行う。

【問い合わせ先】

循環型社会推進課

課長補佐（リサイクル・環境産業担当）太田

電話 023-630-2322

[報道監] 環境エネルギー部次長 荒木